

Q11 8,000ベクレル/kg以下とはいえ、放射性物質を含む焼却灰や不燃物を埋め立てて大丈夫なの？

A11

- 8,000ベクレル/kgという値は、焼却灰の埋立作業を行う作業員の安全が確保される水準として国が示したものです。埋立処分場は一般の方は立ち入りできない場所であり、周辺住民の健康への影響や安全上の問題はありません。
- また、不燃物についても、受け入れる際の放射性物質濃度を100ベクレル/kg以下と設定しており、8,000ベクレル/kg以下という埋立基準を十分下回っているため、そのまま、安全に埋立処分できます。
- なお、仙北市や県環境保全センターにおいて受け入れている不燃物における放射性セシウム濃度は、以下のとおり100ベクレル/kgを十分下回っています。

- ・放射性セシウム濃度が8,000ベクレル/kg以下の焼却灰であれば、その埋立作業において最も影響を受けやすい作業員であっても、被ばく線量は年間0.78ミリシーベルトとなり、一般公衆の被ばく線量の限度値1ミリシーベルト/年を下回ります。
- ・この値は、年間250日、1日8時間の従事時間の半分（1,000時間）を廃棄物の近くで作業すること、1日の作業の終了時の覆土^{ふくど}である即日覆土を行わず、廃棄物が一定の厚さになる毎に行う中間覆土のみを行うことを仮定して計算されています。

- 埋立処分場は、雨水などが浸透し、埋立ごみと接触して汚れた浸出水が外部に漏れ出さないように管理されており、焼却灰が飛散しないよう、一定の厚さ毎に土で覆って（覆土）埋め立てています。
- 埋立処分終了後は、処分場の上部を50cm以上の土で覆うこととされており、この措置により99.8%の放射線が遮へいされるため、仮に8,000ベクレル/kgの焼却灰を埋めても周辺住民における被ばく線量は0.01ミリシーベルト/年以下となり、人の健康に対する影響は無視できるレベルに抑えられます。

不燃物における放射性セシウム濃度の測定調査結果
(平成24年12月～平成25年7月)

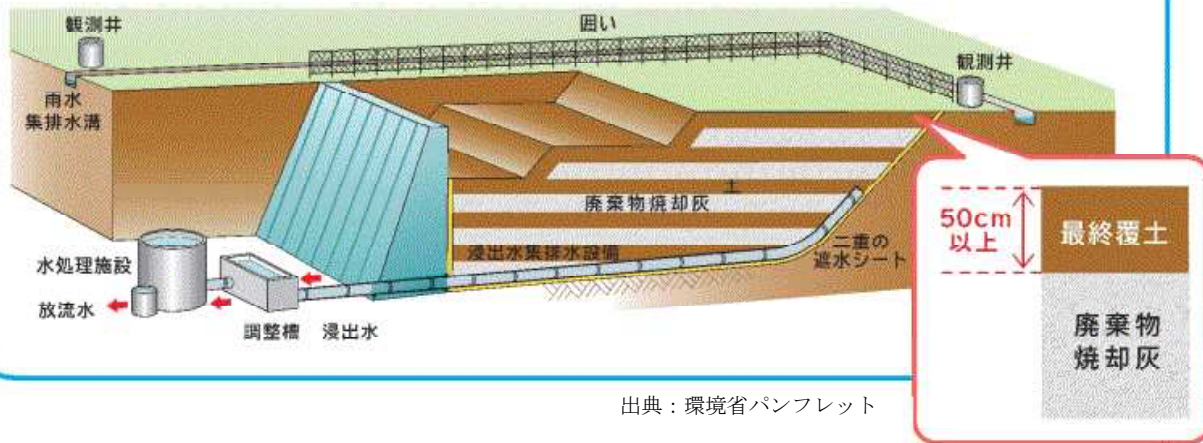
[単位：ベクレル/kg]

搬出元	セシウム134	セシウム137	目安値
野田村	3.7 (2.8)	9.8 (3.0)	100

※数値は調査期間における最大値（括弧内は検出下限値の最大値）

焼却灰は処分施設に埋め立てられ、土で覆われます。

通常の生活ごみと同様に、焼却灰は一般廃棄物最終処分場(管理型処分場)で埋立処分されます。放射線量は、一般公衆の年間線量限度である1ミリシーベルトを下回り、作業者であっても安全であり、処分場周辺ではさらに安全なレベルです。また、飛散防止のため覆土などを行い、焼却灰が外に出ることを防ぎます。



出典：環境省パンフレット